

平成30年度答申第66号
平成31年2月7日

諮詢番号 平成30年度諮詢第61号（平成30年12月26日諮詢）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失権
処分に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮詢に係る判断は妥当である。

理由

第1 事案の概要

1 関係法令の定め

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下「施行規則」という。）は、現に医療を要する状態にある被爆者に対する医療の給付について、次のように定めている。

(1) 厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態（ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けていたため現に医療を要する状態にある場合に限る。）にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。

（被爆者援護法10条1項）

(2) (1)記載の医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾

病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならぬ。

(被爆者援護法 11条1項)

(3) 都道府県知事は、(2)記載の厚生労働大臣の認定を受け、かつ、当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるとの要件に該当することについて都道府県知事の認定を受けた者に対し、医療特別手当を支給する。

(被爆者援護法 24条1項、2項)

都道府県知事は、同条2項の認定の申請があった場合において、同条1項に規定する要件に該当する旨の認定をしたときは、当該認定を受けた者（以下「医療特別手当受給権者」という。）に、文書でその旨を通知するとともに、医療特別手当証書を交付しなければならない。

(施行規則 30条)

上記の医療特別手当の支給は、上記の都道府県知事の認定を受けた者が被爆者援護法 24条2項の認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、同条1項に規定する要件に該当しなくなつた日の属する月で終わる。

(被爆者援護法 24条4項)

(4) 医療特別手当受給権者は、(3)記載の申請をした日から起算して3年を経過するごとに、当該経過する日の属する年の5月1日から同月31日までの間に、医療特別手当健康状況届に施行規則 29条1項に規定する診断書を添えて、居住地の都道府県知事に提出しなければならない。

(施行規則 32条1項)

(5) 都道府県知事は、(4)記載の届書を受理した場合において、届出をした者が被爆者援護法 24条1項に規定する要件に該当すると認めるときは、当該届書に添えて提出された医療特別手当証書に所要事項を記載し、又は新たに医療特別手当証書を作成し、これを医療特別手当受給権者に返付し、又は交付しなければならない。

(施行規則 33条1項)

他方、上記の要件に該当しないと認めるときは、医療特別手当受給権者に、文書でその旨を通知しなければならない。

(施行規則 33条2項)

2 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成25年12月までに、乳がんについて、被爆者援護法

11条1項の規定に基づく厚生労働大臣による原子爆弾の傷害作用に起因する旨の認定及び同法24条2項の規定に基づく都道府県知事による医療特別手当の要件に該当する旨の認定を申請し、それぞれの認定を受けた。

(診断書(医療特別手当用))

(2) 審査請求人は、平成28年5月6日、A知事(以下「処分庁」という。)に対し、施行規則32条1項の規定に基づき、B病院外科医師P作成の同月2日付け「診断書(医療特別手当用)」(以下「本件診断書」という。)を添えて医療特別手当健康状況届(同月6日付け)を提出した(以下「本件届出」という。)。

(診断書(医療特別手当用)、医療特別手当健康状況届)

(3) 処分庁は、平成28年6月7日、健康管理手当等認定審査会での審査の結果、審査請求人は被爆者援護法24条1項の規定する要件に該当しないと認めて、同人に対する医療特別手当の支給を平成28年5月で終了することとした。

(弁明書)

(4) 処分庁は、平成28年6月16日頃、審査請求人に対し、同月15日付けの「医療特別手当健康状況届による非該当通知」と題する書面に「先に提出された標記届につきましては、審査の結果、下記理由により「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第24条第1項の規定に該当しないで通知します。」とした上で、「記」として、「非該当理由 認定疾病については、治療を要する状態にないため。」と記載した通知書によって、審査請求人は被爆者援護法24条1項の規定に該当しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をした。

(医療特別手当健康状況届による非該当通知)

(5) 審査請求人は、平成28年7月19日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、平成30年12月26日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮詢した。

(諮詢説明書)

3 本件審査請求の要旨

私は22歳の時に甲状腺腫瘍の摘出術を受けたのを初めとして、平成元年に子宮筋腫で子宮全摘術を受け、平成13年に乳がんの手術、平成18年に胃が

んの手術、平成21年に肺がんの手術を受けました。私の内臓はもう無くなってしまうのではないかというぐらいの手術を受けてきました。

現在こそがんに対する治療は行っていないものの、これからもずっと検査を受け続け、再発と転移に脅えていなければなりません。

22歳からあちらこちらのがんと闘っている私の人生です。どうか柔軟な解釈で、「医療特別手当健康状況届」による非該当通知を却下していただきますよう、お願い申し上げます。

第2 諮問に係る審査庁の判断

被爆者援護法が定める各種援護措置は、①被爆者であるだけで医療費の支給を受けることができるものとした上で、②所定の疾病に罹患すると月3万4430円（金額は、平成30年度の支給額。以下同じ。）の健康管理手当が、③放射線に起因する疾病が「現に医療を要する状態」に至った場合には、原爆症として認定されるとともに月14万円の医療特別手当が、④その後、治療等により「現に医療を要する状態」が解消されると、医療特別手当に代えて月5万1700円の特別手当が、それぞれ支給されることになる。

本件審査請求の対象である医療特別手当は、被爆者が「現に医療を要する状態にある」ことに着目し、当該状態にある被爆者に対し、疾病に罹患していること自体への配慮（健康管理手当）や医療を要する状態が解消された後の健康不安や再発防止のための配慮（特別手当）を上回る配慮を及ぼす必要があるとして設けられている措置であるところ、本件においては、審査請求人は「現に医療を要する状態」にはないものと認められる。

したがって、審査請求人は医療特別手当の支給要件に該当しないから、本件審査請求は理由がなく、棄却すべきである。

なお、審理員も、審理員意見書において、本件診断書によって、審査請求人には、認定疾病である乳がんの手術は平成13年に行われており、平成28年時点での根治的治療から10年以上が経過していること、また、本件診断書作成時点において、再発の所見はなく、定期的に受診し経過観察中であり、現在行っている治療の内容には、年に1回胸腹部CT、半年に1回左マンモグラフィー、胸部レントゲン及び腫瘍マーカーを含む採血を行っていることが記載され、認定疾病以外に関する特記事項には、「甲状腺癌」「胃癌」「肺癌」の記載があるが、甲状腺がんについては「昭和59年甲状腺癌にて手術」とあり、根治的治療から10年以上が経過していること、胃がんについては「平成18年3月14日 胃癌にて手術」、肺がんについては「平成21年12月9日 肺癌にて手術」とあり、

いずれも根治的治療から5年以上経過していることから、被爆者援護法24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当しないとして、審査庁と同旨の意見を述べている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手続は次のとおりである。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、平成30年8月13日、大臣官房総務課審理室長であるQ、同室総括審理専門官であるR及び同室審理専門官であるSを指名した。

イ 処分庁は、平成30年8月23日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

ウ 審理員は、平成30年12月12日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月19日である旨を通知した。

エ 審理員は、平成30年12月13日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

なお、本件届出から諮問書の提出までの各手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件届出 : 平成28年5月6日

本件処分 : 同年6月16日頃（審査請求人が知った日。
送付された通知書の到達日と思われる。通知書は同月15日付けで作成されている。）

本件審査請求受付（処分庁） : 同年7月19日
(審査庁) : 同月25日

審理員指名 : 平成30年8月13日（審査庁受付から107週間）

審理員意見書提出 : 同年12月13日

諮問書提出 : 同月26日（審査庁受付から126週間）

(2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、その目的を定めた1条1項において、行政不服審査制度の目的を「国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度」と規定し、審理の迅速性を実現するため、例えば16条において、審査請求が審査庁の事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでの期間を審理期間とした上、審査庁に対し、標準審理期間を定める努力義務を課して、

審査請求手続が迅速に行われることも国民の権利保護のための重要な要素と位置付けている。本件では、上記(1)のとおり、審査庁が審査請求を受け付けてから当審査会への諮問に至るまで126週間を要し、とりわけ受付から審理員を指名するまでに107週間を費やした結果、審理手続が開始されたのは受付から2年以上経過した後であった点には、前述した行政不服審査制度の趣旨に照らして大きな問題があると言わざるを得ない。審査庁において速やかに改善が図られるべき必要があるものと思料する。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

- (1)ア 審査請求人が提出した本件診断書の記載をみると、
- (ア) 「認定疾病に関する現症及び検査所見」欄には
- 「平成13年8月13日 右乳癌にて手術（硬癌）
平成27年11月25日 CEA：0.8
平成28年3月30日 胸腹部CT上再発の兆候は無く、前回と大差なし。
平成28年3月30日 マンモグラフィー上異常なし。」
との記載があり、
- (イ) 「認定疾病に対する治療状況」欄には、
- a そのうちの「認定疾病に係る受診状況」欄は「イ. 定期的に受診し経過観察中」の項に○印が付された上で、
 - b 「認定疾病に対して過去に行った主な治療（手術等）」欄には「右乳房切除術+腋窩リンパ節郭清術 平成13年8月13日施行」の記載が、
 - c 「現在行っている治療の内容」欄には、「認定疾病自体に対するもの」として
「内分泌療法（ANA） 平成13年9月10日～平成18年8月1日まで。年に1回胸腹部CT、半年に1回左マンモグラフィー、胸部レントゲン、腫瘍マーカーを含む採血」の記載が
 - d 「認定疾病の治療によって生じた疾病（後遺症等）に対するもの」
欄には「特記事項なし。」との記載が
それぞれ存在する。
- (ウ) また、「認定疾病以外に関する特記事項」欄には、

「昭和59年 甲状腺癌にて手術」
「平成18年3月14日 胃癌にて手術」
「平成21年12月9日 肺癌にて手術」
との記載がある。

イ 上記の診断書によれば、認定疾病である乳がんについては、平成13年8月13日の手術後、同年9月10日から平成18年8月1日までの間、内分泌療法が行われたが、平成28年5月2日現在特段の治療は行われていないものと認められ、本件に現れたその他各資料を検討しても、上記ア記載の事実に沿う処分庁の認定を覆して、審査請求人が当該認定に係る疾病（乳がん）の状態にあると認めるに足りるものは存在しない。

審査請求人は、乳がんのほか、甲状腺がん、胃がん、肺がんの手術歴があり、現在も、それらの再発や転移の不安を抱え、定期的に病院で検査を受けている状況にあることから、本件処分は違法であると主張する。しかし、仮に上記の甲状腺がん、胃がん、肺がんが認定疾病である乳がんと関係するものであるとしても、これらは、最も直近の肺がんでも術後6年以上経過するなど、根治的治療から長期間経過していることに照らせば、これらの病歴があることをもって、審査請求人が本件認定疾病である乳がんについて現に医療を要する状態にあると認めるることは困難である。

ウ したがって、処分庁が、審査請求人について、健康管理手当等認定審査会の医師による審査を経て検討した結果、被爆者援護法24条1項に規定する要件に該当しないものとしてした本件処分は適法なものというべきであって、その判断に違法又は不当な点は認められない。

(2) 以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委 員	市	村	陽	典
委 員	小	幡	純	子
委 員	中	山	ひ	と